

Q & A

Q1. 学童保育指導員になるには資格が必要ですか。

- A. 保育士、社会福祉士、幼小中高校等の教諭免許を取得していれば、受験資格を満たします。(免許の更新ができていなくても、過去に取得した場合を含む)
- また、資格を取得していなくても、大学等で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学を専修した方、高校を卒業して2年以上児童福祉事業(民間学童等の類似事業でも可)に従事した方、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した方でも受験できます。

Q2. 配属先はいつ頃、どのように決まりますか。

- A. 採用決定者に対して事前に行う意向調査や通勤方法等を踏まえて、採用日付けの発令で正式に配属先が決定します。(採用前に学童保育室での実務研修を行います。必ず配属先も同じになるということではありません。)
- また、毎年、「自己申告制度」により希望する職場を申告することができます。

Q3. 通勤手当はどれくらい支給されますか。

- A. 通勤に交通機関(電車・バス)を利用する場合は、年2回、4月と10月に6か月定期券の金額が支給されます。
- また、自転車やバイク等を利用する場合は、距離に応じた金額(2~4kmは2,000円、4~10kmは4,200円等)が毎月支給されます。

Q4. 学童保育指導員の仕事の魅力は何ですか。

- A. 小学校1~3年生まで、毎日遊びや生活を通じて関わる中で、保護者とともに悩み、ともに子どもの成長を肌で感じる事が何よりの魅力です。
- また、行事の時には、目標に向かって何か月も一緒に練習し、一体感・達成感を子どもと共有することができます。